

愛知県産業労働センター(仮称)整備・運営事業
実施方針及び要求水準書(案)における質問の回答に関する補足説明について

平成 17 年 10 月 13 日
産 業 労 働 総 務 課

平成 17 年 10 月 3 日に愛知県産業労働センター(仮称)整備・運営事業の実施方針及び要求水準書(案)に関する質問の回答を公表しましたが、内容について一部補足説明いたします。

記

1 展示場について(要求水準書(案)P14 (4)展示場)

展示室の規模は、「1 展示室について 1,000 m²以上の有効展示面積(搬入スペースや倉庫スペースを除く)を確保すること。展示室は3室以上設けること」としております。

展示室として必要な室数及び総有効展示面積は、搬入スペースや倉庫スペースを除き3室3,000 m²です。また、1 展示室ごとに可動間仕切りを設置するなど分割可能としてください。

なお、P51の別紙4 面積参考表では、搬入スペースや倉庫スペースを含めた面積を4,500 m²と想定しておりますが、搬入スペースや倉庫スペース等の面積は提案に委ねます。(関連質問 171)

2 駐車場について(要求水準書(案)P19 (10)駐車場)

自走式駐車場について、車室は機械式の提案も可としましたが、車室を機械式とする場合には、ホール終了時等のピーク時における渋滞緩和の検討を行って下さい。

(関連質問 181~185)

3 利用料金の改正について(要求水準書(案)P33 (2)利用料金)

ホール等の利用料金は、要求水準書(案)に示したとおり、事業者の提案を踏まえ、県が条例で規定した基準額に0.7~1.3の範囲内において、設定又は改定することを可能としておりますが、その際は、県と協議を行い、県の承認を得ることが必要です。

また、事業期間中、事業者が基準額の0.7倍~1.3倍の範囲を超える改定を希望する場合には、基準額改定のために条例改正案の議会の議決が必要となります。

(関連質問 14、29、31、220~224、実施方針提案 14)